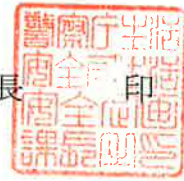


警察庁丁生企発第646号

平成27年10月30日

一般社団法人 日本調査業協会会長代行 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について日頃より警察行政各般にわたり、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。さて、特定個人情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を平成26年12月11日に策定し、ガイドラインの「第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めることとしていましたが、事業者における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、別添のとおり、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）」を定めました。

貴団体におかれましては、添付の告示の内容を御覧いただくとともに、傘下団体、会員企業等に対して同内容を周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

※ 本件につきましては、特定個人情報保護委員会ホームページにおいても確認いただけるほか、報告様式等も掲載されております。御参考までに同様式も同封いたしますので、適宜御活用ください。



事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について  
(平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号)

特定個人情報保護委員会においては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号。以下「ガイドライン」という。）を平成 26 年 12 月 11 日に策定・公表した。

ガイドラインの「第 3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めることとしていたが、事業者における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、次のとおり定める。なお、ガイドラインで用いられている用語については、その例による。

1. 事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。
  - (1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止  
責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
  - (2) 事実関係の調査、原因の究明  
事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因の究明を行う。
  - (3) 影響範囲の特定  
(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
  - (4) 再発防止策の検討・実施  
(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
  - (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等  
事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
  - (6) 事実関係、再発防止策等の公表  
事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

2. 事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。

(1) 報告の方法

ア 個人番号又は特定個人情報の漏えいなど主務大臣のガイドライン等において報告対象となる事案の場合

事業者が個人情報取扱事業者(注1)に当たる場合、当該事業者は主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告する。この場合、報告を受けた主務大臣等(注2)又は主務大臣のガイドライン等に従い主務大臣等への報告に代えて報告を受けた「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第37条第1項に規定する認定個人情報保護団体は、特定個人情報保護委員会にその旨通知する。

なお、これらの場合、主務大臣等の求めにより個人情報取扱事業者が直接特定個人情報保護委員会へ報告しても差し支えない。

(注1)個人情報取扱事業者以外の事業者が主務大臣のガイドライン等の規定に従う場合には、当該事業者を含む。

(注2)主務大臣のガイドライン等に報告先として規定されている個人情報保護法第51条、「個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第507号)第11条の規定により事務を処理する地方公共団体の長等を含む。

イ 個人情報取扱事業者以外の事業者又は主務大臣が明らかでない個人情報取扱事業者における個人番号又は特定個人情報の漏えいなどの事案であって、報告する主務大臣等を直ちに特定できない場合

特定個人情報保護委員会に報告する。

ウ その他、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等の場合

特定個人情報保護委員会に報告する。

(2) 報告の時期

ア (1)アについては、主務大臣のガイドライン等の規定に従い、(1)イ及びウについては、速やかに報告するよう努める。

イ アにかかわらず、特定個人情報に関する重大事案(注)又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を特定個人情報保護委員会に報告する。その後、事実関係及び再発防止策等について、(1)に従い報告する。

(注)「重大事案」とは、①情報提供等事務を実施する者の情報提供ネ

ットワークシステムから外部に情報漏えい等があった場合（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。）、②事案における特定個人情報の本人の数が 101 人以上である場合、③不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合、④従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合、⑤その他事業者において重大事案と判断される場合を指す。

(3) 特定個人情報保護委員会への報告を要しない場合

個人情報取扱事業者以外の事業者にあつては、次の全てに当てはまる場合は、特定個人情報保護委員会への報告を要しない。

- ①影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）
- ②外部に漏えいしていないと判断される場合
- ③従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした事案ではない場合
- ④事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合
- ⑤事案における特定個人情報の本人の数が 100 人以下の場合

特定個人情報保護委員会 殿

組織名 \_\_\_\_\_  
 担当部署 \_\_\_\_\_  
 業種 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 連絡先 (TEL : \_\_\_\_\_)

### 特定個人情報の漏えい等報告について（事業者における重大事案等）

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について下記のとおり報告します。

①主務大臣への報告等	<p>【報告先の主務大臣（所管大臣）】</p> <p><input type="checkbox"/> あり（行政機関名： _____）</p> <p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明</p> <p>【報告の有無 ※「あり」を選択した場合のみ記載】</p> <p><input type="checkbox"/> 報告した（報告先部署名： _____）</p> <p><input type="checkbox"/> 報告していない</p> <p>【個人情報取扱事業者】</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 不明</p>
②重大事案の類型 ※重大事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。	<p><input type="checkbox"/> 情報提供等事務を実施する者の情報提供ネットワークシステムから外部に情報漏えい等が起こった。</p> <p><input type="checkbox"/> 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。</p> <p><input type="checkbox"/> 不特定多数の人が閲覧できる状態となった。</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>※「その他」を選択した場合にのみ重大事案と判断した理由を記載（ _____ ）</p>
③事案の概要 （流出した契機を含む）	
④漏えい等した特定個人情報の本人の数	<p>（ _____ ）人</p> <p>※ 発覚した時点で把握した概数を記載</p>
⑤漏えい等した情報の内容	
⑥公表予定	<p>【事案の公表】</p> <p><input type="checkbox"/> あり（予定も含む） 公表（予定） _____ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定</p> <p>【公表方法 ※「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】</p> <p><input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者発表 <input type="checkbox"/> 記者クラブ投げ込み</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p>
⑦その他	

平成 年 月 日

特定個人情報保護委員会 殿

組織名 \_\_\_\_\_  
担当部署 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
連絡先 (TEL : \_\_\_\_\_)

特定個人情報の漏えい等報告について

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について下記のとおり報告します。

①発覚年月日	
②事案の概要 (流出した契機を含む)	
③漏えい等した情報の 内容	
④漏えい等した又はお それのある本人の数	
⑤発生原因等 (取扱規程等の遵守 状況についても記載)	
⑥本人への連絡等の状 況	
⑦公表内容及び公表方 法 (公表年月日)	
⑧再発防止策等	
⑨その他	